

令和元年12月

福祉センター利用者各位

大磯町立福祉センター指定管理者

令和2年4月1日利用分から施設利用料金が変わります

日頃から、福祉センターをご利用いただきありがとうございます。

令和元年10月1日に消費税率が8%から10%に改定されたことに伴い、令和2年4月1日から利用料金の改定を行いますのでお知らせいたします。

御理解と御協力をお願いいたします。

《福祉センター相談室等利用料金》

		使用料（1時間につき）	
		3月31日までの 利用料金	4月1日からの 新しい利用料金
第1相談室	町内	200円	210円
	町外	400円	420円
第2相談室	町内	200円	210円
	町外	400円	420円
レクリエーション室	町内	500円	530円
	町外	1,000円	1,050円

- 予約等、利用方法に変更はありません。
- 利用料金の減免については変更ありません。

《お問い合わせ》

◎施設の予約・利用方法等について 社会福祉法人 大磯町社会福祉協議会
電話0463-61-9390

◎施設利用料金の改定について 大磯町役場 福祉課
電話0463-61-4100（内線314）